

岐阜市と株式会社NTTドコモとの
教育ICT推進による「教育立市」深化に向けた連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、
教育ICT推進による岐阜市における「教育立市」の更なる深化に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携・協力し、互いの資源や情報通信技術（ICT）等を最大限に活用することで、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学び及び創造性を育む学びの実現を目的とする。

（連携・協力事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携し協力するものとする。

- (1) ICTを日常的に活用することによる子どもたちへの教育効果の最大化に関すること。
- (2) ICT活用による教職員の働き方改革、学校運営の改革に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項に規定する連携・協力の具体的な内容及び実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の実施により知り得た相手方の非公表情報（次の各号に定めるものを除く。）を、相手方の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合はこの限りではない。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
 - (4) 法令により開示を求められた情報
- 2 甲及び乙は、第1条に規定する目的以外に相手方の非公開情報を使用してはならないものとする。ただし、前項の各号のいずれかに該当する情報は、非公表情報に含まれるものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定終了後も、前2項による秘密保持の義務を負うものとする。

（個人情報）

第4条 甲及び乙は個人情報の扱いについては別途協議の上定めることとする。

（対外的公表）

第5条 甲又は乙は、本協定の存在及びその内容を、公表又は報道発表しようとするときは、事前に相手方の承諾を得るものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面によって契約を更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第7条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除できるものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用・解釈に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年6月4日

甲 岐阜県岐阜市今沢町18番地
岐阜市 代表者
岐阜市長

柴橋正直

乙 愛知県名古屋市東区東桜1丁目1番10号
株式会社NTTドコモ
執行役員 東海支社長

高木克之